

○中央区公衆浴場法施行条例施行規則

昭和五十五年五月三十一日

規則第二十四号

改正 令和三年十月十五日規則第六十六号

(趣旨)

第一条 この規則は、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。)及び中央区公衆浴場法施行条例(平成二十四年三月中央区条例第十七号。以下「条例」という。)の施行に関し、公衆浴場法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(営業許可申請書)

第二条 省令第一条の規定による申請書は、別記第一号様式による営業許可申請書とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。ただし、条例第二条第二項第一号に規定する普通公衆浴場(以下「普通公衆浴場」という。)を借り受け、又は譲り受けて経営しようとするものであるときは、第一号から第三号までに掲げる図面等(第二号にあつては、平面図を除く。)の添付を省略することができる。

一 当該公衆浴場を中心とした半径三百メートル以内の住宅、道路、当該公衆浴場等の見取図

二 建物配置図、平面図、正面図、側面図及び断面図

三 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面

四 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し

五 省令第一条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、その営業を譲り受けたことを証する書類

(営業許可書の交付等)

第三条 区長は、法第二条第一項の規定により許可をしたときは、別に定めるところにより営業許可台帳を作成し、別記第二号様式による営業許可書を交付する。

2 区長は、法第二条第二項の規定により許可を与えないときは、別記第三号様式による不許可通知書により通知する。

(営業開始届)

第四条 法第二条第一項の規定による許可を受けた者は、営業を開始しようとするときは、別記第四号様式による営業開始届を区長に提出しなければならない。ただし、普通公衆浴場を借り受け、若しくは譲り受けて営業を開始しようとするとき、又は条例第二条第二項第二号に規定するその他の公衆浴場の営業を開始しようとするときは、この限りでない。

(承継の届出)

第五条 省令第二条第一項に規定する届出をしようとする者は、別記第五号様式による承継届を区長に提出しなければならない。

第六条 省令第三条第一項に規定する届出をしようとする者は、別記第六号様式による承継届を区長に提出しなければならない。

第六条の二 省令第三条の二第一項に規定する届出をしようとする者は、別記第七号様式による承継届を区長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第七条 省令第四条の規定による届出をしようとする者は、別記第八号様式による変更届又は別記第九号様式による停止届若しくは廃止届を区長に提出しなければならない。

(患者を入浴させるための許可申請書)

第八条 法第四条ただし書の規定により区長の許可を受けようとする者は、別記第十号様式による患者入浴許可申請書を区長に提出しなければならない。

(施設の清潔を保持するための措置)

第九条 条例第五条第二項第一号の区規則で定める回数は、毎日一回とする。

2 条例第五条第二項第二号及び第三号の区規則で定める回数は、毎月一回とする。

(浴槽水の水質基準)

第十条 条例第五条第二項第五号の区規則で定める基準は、次のとおりとする。ただし、区長は、第一号又は第二号に掲げる基準により難しく、かつ、衛生上支障がないと認めるときは、それぞれ第一号又は第二号に掲げる基準を適用しないことができる。

一 濁度を五度以下とすること。

二 過マンガン酸カリウム消費量を一リットルにつき二十五ミリグラム以下とすること。

三 大腸菌群数を一ミリリットル中に一個以下とすること。

四 レジオネラ属菌が検出されないこと。

(浴槽水の交換)

第十一条 条例第五条第二項第七号の区規則で定める回数は、毎日一回とする。

(貯湯槽を使用するときの措置)

第十二条 条例第五条第二項第八号の区規則で定める回数は、毎年一回とする。

2 条例第五条第二項第九号の区規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第十三条 条例第五条第二項第十号イ及びロの区規則で定める回数は、毎週一回とする。

2 条例第五条第二項第十号ハの区規則で定める回数は、毎日一回とする。

3 条例第五条第二項第十号ニ本文の区規則で定める濃度は、一リットルにつき〇・四ミリグラムとし、同号ニただし書の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。

二 モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が一リットルにつき三ミリグラム以上になるよう保つこと。

4 条例第五条第二項第十号ホに規定する水質検査は、レジオネラ属菌について行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとし、同号ホの区規則で定める回数は、毎年一回とする。

(調節槽を使用するときの措置)

第十四条 条例第五条第二項第十一号の区規則で定める回数は、清掃にあつては毎年一回とし、消毒にあつては毎週一回とする。

(構造設備の基準の特例の承認申請)

第十五条 条例第九条に規定する構造設備の基準の特例の承認を受けようとする者は、別記第十一号様式による特例承認申請書に承認を受ける必要を証する書類を添え、区長に提出しなければならない。

- 2 新たに公衆浴場を設置しようとする者が前項の規定による申請をする場合は、第二条の規定による営業許可申請と同時に行わなければならない。
- 3 区長は、条例第九条に規定する構造設備の基準の特例の承認をしたときは、別記第十二号様式による特例承認書を交付する。

附 則

- 1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区公衆浴場法施行条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

(中央区保健所長委任規則の一部改正)

- 3 中央区保健所長委任規則（昭和五十年四月中央区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。  
第一条第十一号ツ中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号ネ中「第十四条第三項」を「第十五条第三項」に改める。